

平成 25 年度 第 1 回富山市障害者自立支援協議会 会議録

日 時：平成 25 年 10 月 28 日（月） 14：00～15：30

場 所：富山市役所 8 階 第 4 委員会室

出席者：宮 田 伸 朗 会長、野 村 忠 雄 委員、本 田 万知子 委員、
野 尻 昭 一 委員、菊 川 祐 介 委員、高 井 秀 雄 委員、
窪 田 喜代嗣 委員、高 木 英 範 委員、金 子 かつよ 委員、
澤 田 和 秀 委員、堀 恵 一 委員、服 部 隆 則 委員、
寺 田 秀 雄 委員、藤 永 敦 也 委員、岩 本 由美子 委員

欠席者：阿 部 美穂子 委員、松 井 浩 透 委員

事務局：宮田 福祉保健部長、下井 福祉保健部次長、長岡 福祉保健部次長、
高島 障害福祉課長、瀧波 保健予防課長、土地 障害福祉課課長代理、
本郷 障害福祉課副主幹、植野 障害福祉課企画係長、桑名 障害福祉課主査、
花島 障害福祉課主事

市委託相談支援事業所：

和敬会生活支援センター、あすなろセンター、自立生活支援センター富山、
富山市障害者福祉センター 基幹相談支援室、セーナー苑 We net、
ゆりの木の里、富山市恵光学園、フィールドラベンダー

議 題：

- (1) 専門支援ワーキング（就労支援・地域生活支援・子ども発達支援）の取り組み状況について
- (2) 富山市障害者福祉センター 基幹相談室の活動状況について
- (3) 平成 25 年度 富山市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針について
- (4) 富山市障害者虐待防止センターにおける通告・相談状況について
- (5) 第 3 期 障害福祉進捗状況について
- (6) その他

(会議資料)

1. 富山市障害者自立支援協議会委員名簿
2. 座席表
3. 富山市障害者自立支援協議会設置要綱
4. 議事関係資料

議事概要：

1. 開会
2. 議事

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から、平成 25 年度 第 1 回富山市障害者自立支援協議会を開催いたします。

なお、本日はご都合により阿部委員と松井委員が欠席されております。また、澤田委員におかれましては先程お電話がございまして、若干遅れるというご連絡がありました。

それでは、議事に移ります。議事の進行は設置要綱の規定によりまして、会長が議長

となりますので、宮田会長よろしく願いいたします。

(会 長)

定刻になりましたので開会いたしたいと思います。本日は大変寒い朝でしたが、逆にお昼になりましたら暖かな天気になりました。段々こういうことが繰り返されながら冬に向って行くのだらうとは思いますが、本日は富山市障害者自立支援協議会、今年度第1回だそうでした、つい先だって集まってお話をしたような気もしていますが、月の速さを感じます。

この4月から障害者自立支援法が障害者総合支援法になりまして、難病患者の皆さんを新たに障害の範囲に加えるなど、さまざまな大きな改正がございました。そして最近、社会保障審議会の障害者部会が7月、9月、10月というふうにどんどん開かれておりまして、来年4月から実施される重度訪問介護の対象拡大またケアホームとグループホームの一元化の問題、地域法支援の対象拡大あるいは障害支援区分の見直し、さらに精神障害者に対する医療の提供指針と、非常に精力的に、詳細に多面的に検討がなされております。いずれまた障害者総合支援法の施行は、3年後を目途にサービスや支給のあり方等について検討を行うということとされておりますので、これから、どんどん大きく色々なことの変化が変わっていくということが予想されます。

富山市において、いかに1人1人の障害をお持ちの方が、障害の有無にかかわらず地域の人々と共に幸せに暮らしていけるのかということを支援していけるような体制をどう作っていくのかということが、この協議会の役割だと思っております。

年に1回、2回の限られた議論ではありますが、幸いワーキンググループの皆さんが各分野で検討なさっていらっしゃると思いますので、その成果などもいただきながら少しでも前進できるように進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日は1時間半の予定ですが、5つ議題が用意されております。順に説明をいただいて、それぞれについて皆さんの意見を頂戴するというふうな形で進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは議題の1番ですが、専門支援ワーキング（就労支援、地域生活支援、子ども発達支援）それぞれ取り組みの今年度の途中経過になるかとは思いますが、ご説明をいただきたいと思っております。資料の順番からいきますとまず就労支援でしょうか。よろしいですか。お願いいたします。

(相談支援事業所)

就労支援ワーキングの取り組み状況について資料に基づき説明。

(会 長)

はい、ありがとうございます。それでは引き続いて2番目の地域生活支援ワーキングのほうからご報告をお願いいたします。

(相談支援事業所)

地域生活支援ワーキングの取り組み状況について資料に基づき説明。

(会 長)

はい、ありがとうございます。2点を中心にご報告がありました。それではもうひ

とつのグループ、今度は子ども発達支援ワーキングですか。それではよろしくお願いたします。

(相談支援事業所)

子ども発達支援ワーキングの取り組み状況について資料に基づき説明。

(会 長)

はい、ありがとうございます。最後の子ども発達支援のところケース検討と Q&A を作成するグループがあるという、他のワーキングもそうだと思うのですが、結構 1 回辺りの時間はかかりそうな感じですが、どのくらい時間かけておられますか。子ども発達はどのくらいかけておられますか。

(相談支援事業所)

子ども発達支援ワーキングは、前半の事例検討に 1 時間、グループワークに 1 時間で計 2 時間の会議です。

(会 長)

2 時間で。他も大体同じですか。大体 2 時間ぐらいですか。1 時間半で。1 時間半から 2 時間というところですね。はい。ありがとうございます。

だんだん点が繋がって行って線になって、そしてグループになって行政とも繋がって事業所とも繋がってというふうなことが、それぞれのところで見えてくるような気がいたします。とりあえず、今 3 つのワーキングでご報告いただきましたので、それぞれ目の前の課題について取り組んでいらっしゃるわけですが、何かご意見あるいはご質問等でも結構ですが、ありましたらよろしくお願いたします。ブーイングでも結構です。

(委 員)

就労のほうのことなんですけど、障害を持った方々の場合の自意識、自分の病気あるいは障害に対する認知というのは人によってだいぶ違うと思うのですが、そういうようなものはどういうふうにしてアセスメントされているのか。高次脳機能障害のかたは特に弱いところがありまして苦労しているのですけれども、どうでしょうか。

(相談支援事業所)

相談支援事業所がその方のアセスメントをして計画を立てるということで、市様式の項目に沿って、行なっている。就労に対する意欲とかそういう部分も考えて、どうしたいかという思いを汲み取っている。医学的なものについての専門的なアセスメントと言うと、ちょっと厳しいところがありますが。

(委 員)

面接の中でこの人は意欲があるなあとか、あんまりこの人は自分の障害を認識していないかもしれないという判断ですね。

(相談支援事業所)

本人の思いと能力のギャップですね。そこでアセスメントする。具体的にどのような

サービスに繋げていくかというときに、最初から、事業所がピッタリくればいいんですが、その間、計画内容を調整して、あんまりズレがないような形でサービスに繋げていくというような、現場サイドの実際の動きとしては、そんな感じです。

(委員)

大きなギャップがあると、こういうのがいいなと思っていても、本人が、そんなのはやれないよと言って、結構、当初プランと違ってくることがあるのではないかと。

(相談支援事業所)

あると思います。本人の思いから作るプランと、実際現場でやっていることの違いがある。頭の中だけで考えた後、実際に、現場を見てもらってということもあります。

就労移行支援のサービスであれば、アセスメントを具体的な作業の中で行ないます。就労移行支援というのは、本来、次の一般就労というステップと考えていく上では、大切な役割を持っているサービスだと思います。

(委員)

サービス等利用計画ってありますよね。新規の人は相談支援事業所を通過して、そこで自由なサービスを使うこととなると思うのですが、元々障害福祉サービス事業所に通っておられる方々は、その障害福祉サービスの個別支援計画というのを事業所毎に立てているのかと思うのです。サービスの支給決定の更新時期にも計画相談支援（サービス等利用計画の作成）が入ってくるかと思うのですが、障害福祉サービスの支給決定（利用契約）の始まりは、大抵4月なんですね。多分、障害福祉サービス事業所毎に工夫はされていると思いますが、アセスメントも相談支援事業所で行って、また障害福祉サービス事業所でもアセスメントを行って、計画と契約を何回も繰り返さなければいけないという現状があるのですが、そこは障害福祉課ではどのように考えておられるのか。早い話がどちらに合わせるのか、相談事業で始まったもので調整していくのか、障害福祉サービス事業所が臨機応変にやればいいのでしょうか、そこら辺りがうまくかみ合っていない。

(事務局)

サービス等利用計画については、計画相談支援事業者が、この方にはどういったサービスが適しているのか介護保険のケアマネージャーと同じような感じでサービスを組み合わせさせてやっていきます。その後、個々のサービス利用事業者とご本人が契約して、その上で事業者とご本人の話し合いの上で個別支援計画というのを作っていく流れになっている。（計画相談支援の支給決定期間は、障害福祉サービスの支給決定期間と合わせている。）

(委員)

元々障害福祉サービス事業所でやっている個別支援計画というのは、サービス等利用計画の導入前に始まっている。

そうすると大抵の障害福祉サービス事業所は、4月に支給決定更新（契約更新）なので、その時点で計画を立てていると思うのです。ちょっと、他の障害福祉サービス事業所はどうかかわからないのですが、そうすると、今、計画相談事業でやっているものは、

利用される時から、スタートになります。だから、新規の方は構わないのですが、前から継続して障害福祉サービスを利用している方達のことを、今質問しているのです。

その場合、サービス等利用計画と個別支援計画のどちらに合わせればいいのか、障害福祉サービス事業所が、相談事業所でサービス等利用計画を依頼する場合、4月からやっている個別支援計画を遡ったり、そこで中断して、そこでもう1回個別支援計画を立てなければいけないのか。

(事務局)

サービス等利用計画が基本になりますので、相談支援事業者が各事業者を集めてサービス利用調整会議などをされると思いますので、サービス等利用計画に基づいて、その計画を達成するには、個々の障害福祉サービス事業者がどのように個別に支援していくかという個別支援計画を作っていただくという流れになります。

優先的にまずサービス等利用計画があって、そのサービス等利用計画を達成するために各障害福祉サービス事業所は、どのようにサービスを提供していくかというのが個別支援計画になります。

(委員)

その時点で、(個別支援計画を)切り替えしていけばいいわけですね。

(事務局)

はい。そうですね。

(会長)

現場の実態としては、従来の個別支援計画は継承されないのでしょうか。

(委員)

継承されないが、計画作成の際の質問事項と、アセスメントがよく似ているので、大体よく似たようなものになると思います。

(会長)

また、ゼロから作るという風になるわけですね。

(委員)

そうですね。だから一年で立てるつもりが、例えば、4月に個別支援計画を立てたものが、9月に計画相談支援が入ってくると、個別支援計画を、半年延長するというように、すり合わせしていかなければならない。

(会長)

そこが、今ほど話のあったサービス調整会議というようなところで話し合われて、スムーズに移行というふうなことになるれば一番いいのでしょうかね。そこは、現場の工夫で、ご本人にもあまり負担のないようにということだと思います。(サービス等利用計画でのアセスメント情報を踏まえて、個別支援計画のアセスメントを行う等)他にありませんでしょうか。

(委員)

地域生活支援ワーキングの報告の6ページの居宅介護事業のところに、居宅介護サービスの内容に事業者ごとの差が生じている事例とありますが、どのような事例なのかお聞きしたいのと、富山市における居宅介護サービスの支給量が少ない現状というのは、どういう事を意味されているのかというのをお聞きしたい。

(相談支援事業所)

1点目の事例についてですが、まさに、実態調査の中で、この点について調査しながら集約していこうという風に考えております。今、把握しているものの事例ですと、詳細ではないのですが、事業所によって、一つの支援について、今の事業所は、ここまではやるけど、別の事業所になると、そこまではうちの事業所では出来ないんですと言われる。そういった細かなところ、特に居宅介護の中でも、家事援助になるのですが、事業所によって、少し差が生じていることで、当事者の方が事業所を変えたときに、あそこではやってくれたのに、どうしてここではやってくれないというようなところが出てくる。また、障害特性によっても、事業所での対応が変わってきたりしてきているというところもあるのではないかといい事で、そこらあたりは、もう少し実態調査で、事例を集めていこうと思っています。

あと2点目の支給量の現状についても、これも、実際として支給量が少ないというところで、その原因をまさに探っていくためにこの実態調査をしていこうと今回、調査するものです。他県と比べてもちょっと少ないという状況と聞いています。

(事務局)

市町村単位での統計はないのですが、毎年、厚生労働省が各都道府県に対して、どれだけの支給量、サービスの支給を行っているのかという調査をしている中で、富山県は全国の都道府県の中で支給量が最下位という現状があります。富山市の特性としましては、元々、入所施設や通所施設の整備が進んでいることから、居宅介護の支給量が少ないものと考えております。県の方からも、各市町村に対して、その原因をつかんで支給量を増やす方策はないのかという問いかけはあるのですが、実際としては、そういう理由であると分析し、報告しています。

(会長)

先週も県の会議があったのですが、ご質問された委員さんも出ておられました。やっぱり、この辺の問題がずいぶん強調されていまして、どうやって増やしていけるかというところが大きな課題になっています。

是非、富山市の方で、何かいい案が見つかればということだと思っておりますが、ただ、先程出ました支援の中身が事業所ごとに違うという、その辺の平準化というのは、何かこういう方向だったらどうかということ、何か出てますでしょうか。

今の時点では、検討中だということでしょうか。まだ、事業者のサービスの理解というか質というか能力というかその辺が違うのでしょうか。是非、またそこを調査していただいて、何か見えてくればと思います。

その他はいかがでしょうか。子ども、児童関係はどうでしたかね。何かありますでしょうか。よろしいですか。あるいは全体通して3つのワーキングでこういうふうにしたらどうかとか、ヒント的なものですか、何かありましたらどうぞ。

(委員)

就労支援ワーキングですけど、支援学校を卒業する方で就労継続支援B型事業所に行く方の話でしたが、就労継続支援B型と 就労移行支援事業の絡みというか、どのような関係で、どういうふうに進めていけばいいのでしょうか。

(相談支援事業所)

支援学校卒業生等は、就労移行支援事業所で、暫定支給決定期間で、本人の意思、作業能力等のアセスメントを行うことで、そのまま就労移行支援のサービスを受けながら、一般就労を目指すのか、就労継続支援事業所に変更するのか決めるというのが本来の姿です。

しかしながら、実際は、支援学校卒業後、就労継続支援B型を利用したいという生徒さんが多く、これまでは、(障害者自立支援法の)経過措置により、支援学校の方で、高等部の2年、3年の就業体験を就労継続支援B型で行い、そのまま、卒業後通っていた。

今回、新たな経過措置という中で、今年と来年度に関しては、就労継続支援B型事業所にそのままいくという前に、就労支援ワーキングで、能力の高い方、本来は、一般就労とかも行ける方がいないか、就労継続支援B型で問題ないか検討した後、支給決定される形になったわけです。

実際に、卒業後、就労移行支援をすぐに使われる方も、少ないですがいらっしゃいます。

就業体験の時に、その就労継続支援事業所に行きたいという思いの方もいらっしゃいます。しかしながら、それは環境要因として、近くに就労がないとか、就労するための公共交通がないとか、そういった環境面での要因というのも、こちらとしては管理していきたいと思います。

(会長)

確か、来月(11月)から始めるのですね。

- 8 -

(事務局)

はい。就労支援ワーキングが検討の際に使用する共通評価表のほうはすでに支援学校のほうには送る手筈になっておりまして、提出があれば随時受ける、準備していくということになっています。

(会長)

在学中から始めるという事ですね。

(相談支援事業所)

はい。なお、成人の方で就労経験がない方については、随時、市役所のほうから資料をいただき、今3件検討結果を回答したところです。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは、まだご質問はあるのかもしれませんが、とりあえ

ず先に進ませていただいて、あとからまた立ち戻ってご意見があれば頂戴することにしたと思います。

それでは 2 つ目になりますが、富山市障害者福祉センターの基幹相談支援室の活動状況についてということで、説明お願いいたします。

(基幹相談支援室)

平成 25 年度 基幹相談支援室の事業計画及び実施状況について資料に基づき説明

(会 長)

はい、ありがとうございます。基幹相談支援室ですが、だんだん利用者さんとの繋がり、それから相談支援事業所、あるいは障害福祉サービス事業所等との繋がり、だんだんなくてはならない存在になりつつあるような気がします。

その分だけ課題が多いというふうなことがうかがえましたが、今の説明に対して、ご質問その他ありますでしょうか。

(委 員)

基幹相談支援室からご報告いただきましたが、障害者の述べ相談件数 4 2 6 件、これは年間ですか。

(基幹相談支援室)

資料にもありますように平成 2 5 年 4 月から 8 月 3 1 日の数になります。

(委 員)

それでお聞きしたいのは、精神障害の 1 0 5 件の中で、これは利用者の方からなのでしょうか、家族からの相談はありますか。

(会 長)

相談者の障害種別の内訳が、資料から見えてないので、多分そういう観点からの質問かと思われます。

(基幹相談支援室)

家族の方の相談 7 0 件の障害種別の内訳の資料を持ってきてないので、詳しい件数は述べられないのですが、精神障害の場合は、主に保健所などが関わっておられまして、その中でサービス等利用計画が必要になったということで依頼されくるものが多いです。

(委 員)

そうすると、家族の人が、当面の困難事例があったときにそちらのほうにご相談しても、それは受けていただけないということでしょうか。

(基幹相談支援室)

受けないということではないので、現実には、そういうケースが多かったということです。

相談があれば、もちろん受けます。

基幹相談支援室の特性から、利用者を受けている障害福祉サービス事業所からの相談も多い。

(委員)

私も事業所を運営しております、そこのご家族の方が、いろんな問題が発生したり、生活に困ったり、病気のことだとか聞かれたときに、相談支援事業所に聞かれたらといたりするものですから、そういう電話などを聞いていただけるのか確かめさせていただきました。

(基幹相談支援室)

もちろん、お聞きします。ご家族からの相談もありますし、もちろん、ご本人からの相談もあります。そういった場合は、計画相談に関係なくても困難な、何を望んでおられるかによって、必要であれば関係機関と連携をしたり、障害福祉課との相談ということにもなるかと思えます。そのケースによって対応していきたいと思っております。

(会長)

大学病院みたいに基本紹介が有ってからですよということではなくて、直でも受けるということですね。飛び越えて相談ということもあるかも知れませんが、紹介されて相談ということになるかも知れませんが。

はい、ありがとうございます。その他、どうぞ。

(委員)

資料8～9ページですが、分からないのは8ページの個別ケースに関する相談の実人数が95名、2番目の延べが入っておりますのでこれは1人の方が何回もということがあるわけですが、述べ件数でいきますと426件。問題はですね、この426件をベースにして種別とか相談者、方法、内容、支援内容、区分についておそらく一致しなくちゃならないのではないかと思います。まあ傾向としてはわかります。

ただ、基本的なことを言えば一致しなくちゃならないのではないかと思います。それについてのコメントをちょっといただきたい。

それと、いろんな取り組みをしておられますが、要は基幹相談室とランチであるところの相談支援事業所、この関係なのですね。非常に苦勞されながら少しずつ積み重ねていろんな事例を踏まえてしかるべきものになるのではないかと思います。現状の、或いは、この課題にも書いてありますが、基本的なことをお聞きしたいのですが、いろいろな相談ケースがあると思いますが、基幹相談室は個別の、非常に困難なケースを扱われるのだらうと思います。その中で、そのケースが一定の過程を経てひとつのゴールに至るまでの間、いろいろな経過があると思いますが、基本的には基幹相談室のほうで責任を持ちながら、場合によっては、そのケースの対応過程において専門であるところの相談支援事業所に繋げていくと、こういうようなことですね。そうした場合に、この現状がそういう形でうまく転がっているのかということ、非常に不明に思われます。合わせてこの課題にも書いてありますように、基幹相談支援室が紹介したケースの責任とモニタリング、フォロー期間の設定とありますが、

ここら辺りは基幹相談支援室としては、基本的に責任体制とかモニタリング、フォローの体制の状況把握も含めて、それが相談支援事業所のほうに転嫁してしまっているのではないかと。そうではなくて、相談支援事業所の方でお願いするのだろうけれども、結果的には、過程の中で、ある結論が出る前の間は、責任を持って基幹相談支援室がやるんですよと、ここら辺が非常に曖昧な部分があるのではないかなと感じています。その点はどうでしょうか。

(会長)

極めて実践的なご質問ですがいかがでしょうか。基幹相談支援室の方で、現状がこれからだという支援がありましたら。

役割分担だとか、或いは、基幹相談支援室と相談支援事業所のどちらがキーになるかというそれについての質問だと思うのですが。

(事務局)

そううたしましたら、これは行政の方から回答いたします。

先程、件数が一致していないという件につきましては自立支援協議会の資料ということで、実際は、一覧表の細かい資料もあったのですが、委員の方には、パッと見て把握しやすいようにということで、簡単なものにさせていただきました。

もし、必要であれば一覧の細かい状況提供させていただきたいと思っております。

後半の方で言われた、困難ケースですね。実質この4月から本格的に始動しているということで、基幹相談支援室の方にはこんなケース、精神障害の相談だと保健所とかそういうところから基本相談に入っていたんだけど、こんなケースで契約に繋がらないというふうに来る場合もありますし、精神障害だと医療が重要なので直に医療機関のケースワーカーの精神保健福祉士などから入って対応するという場合もあります。

実際、直に基幹相談支援室に入る時もありますし、逆に最初に計画相談支援事業所から、入ったこういう難しいケースがあるのだけどということに対してアドバイスしながら同行しながらサポートするという流れもあるかと思えます。

どこまで、うまく連携できているかということ、まだ、ルール化については模索している状況です。全国的にも基幹相談支援室、いわゆる（障害者総合支援法でいう）基幹相談支援センター事業なのですが、まだ行っている所が少ないということで、その地域地域で相談支援の成長の仕方が違ったものですから、富山は富山市の相談支援に合ったという形ができればと考えております。

基幹相談支援室と、今ここに来ている市から基本相談を受託している相談支援事業所8箇所との関係もどうまわすのか、出てきた困難事例で基幹相談支援室の方から各相談支援事業所の方へ、計画相談をお願いしたものについて、どこまでするのか、フォロー期間というか、ずっとサポートを続けるやり方をするのか、定期的にどうなのといったやり方をするのかといった部分ですね。

現在16箇所の計画相談支援事業所、本日来ている以外に8箇所増えているんですが、基本的には計画相談なり、地域相談を行った時の報酬に基づいてやっていますので、最初に相談を受けたときに、計画相談等の報酬に繋がりにくいケースですとか、報酬に繋がっても他の手間もかかるという実態も有り、計画相談支援事業所が行う基本相談部分を超えて、お願いしている部分もあるのも事実です。

また、研修事業等につきましても、そこはランチな部分もありますので、基本相

談を委託している相談支援事業所との連携を図りながら出来たらいいなと思っておりますが、そこらあたりはまだ模索している段階です、

今回報告案件にしたのは、基幹相談支援センターにつきましては、国の方では、自立支援協議会の、実働部隊という位置づけと考えているようです。

富山市の場合、自立支援協議会は、年に2回とか、専門ワーキングでも月に1回しか集まれないので、基幹相談支援室に、協議会の実働的なところの役割も果たせればいいと考えております。

そういうことから、委員さんの方から、こういう風な運営がいいんじゃないかという意見があれば、参考にさせていただいて、今後の基幹相談支援室の運営を進めていければいいなと思っております。

(委員)

例えば、最近の事例で申しますと、基幹支援相談室のほうから紹介のあった事例なのですが、問題は医療情報ですね。その医療情報が、過去を把握しているのにも関わらず、その部分が、抜けてしまって事業所のほうへ紹介されるというようなことがあったわけですね。

したがって、基幹相談支援室は、色々なところからそういったケースが入ってくると思いますけれども、ケースにアプローチしていく過程の中で、一番大事なのは過去の情報、或いは、現在のケースについての情報をしっかりと把握した上でないと、安易に紹介されますと、相談支援事業所としては、どうなっているのかという話になりかねない。こんなケースも有りうるのではないかと思うのですね。

そういう意味におきまして、私どもも基幹相談支援室に期待しているのですが、そういった上で一番基礎的なものをきちんと把握した上でケースを繋ぐ、これが必要ではないのかなと思います。

(委員)

今のお話に追加なのですが、これから、色々な家庭ですとか、障害者の複雑な問題が増えてくる可能性があると思うのですが、そういった時に、単なる情報ではなくて、ある程度知識が必要ではないかと思うのです。

知識がないと計画の青写真が作れない。ちゃんとした計画が立てられないために、実際の障害福祉サービスをする事業所の方は本当に不安だと思う。基幹相談支援室の方たちも多分おそらくそうだと思います。特に複雑な家庭の可能性もあるので、相談にのってあげる、お医者さんであるとかそれなりの何かを作っておいてあげないと基幹相談支援室の方たちにとっても、これをちゃんとしろと言われても、無い袖は振れないわけで、むしろそれはもう少し上のほうで皆さんをフォローするような、そういった体制も必要だなと思います。

(会長)

そういうチームの構成というか、あるいは職種として医学的な知識を持った職種が必要ではないかということですか。国の設置要件にはそういう職種のことはある程度触れてあると思うのですが、医療の部分についてはどうなってますでしょうか。

(事務局)

基幹相談支援センターの要件としては、心の健康センターにいらっしゃる嘱託医のような専用の嘱託医がいるとか、そこまでの要件はありません。ケースによって、医療機関が関わっているところがあれば、そこから情報をいただいてアドバイスを受ける場合があります。

先程、ご指摘があったということで、昔から関わっているケースであればいいのですが、途中から関わってきて、実は、ほかの事業所が前から知ってて情報があったを見逃すといったことがあったのかと思われまます。

関係機関から、相談を受けて相談支援事業所に出す時は、基幹相談支援室でも課題整理等を行ってケースを整理した上では出すようにしているのですが、そういった不備とかありましたら、ご指摘いただければ改めるべきところは改めていきたいと思ひます。

(会 長)

最後に課題のところ少し触れていますので、医学的知識のバラつきがあり、同時に色んな不安があるということなんでしょうか。

それでは、はいどうぞ。部長さんの出番になりました。

(事務局)

ご指摘、ごもっともでございます。ただこの基幹相談支援室につきましては、やっ今年1月、2月に非常な難産で、ひとつには経費の問題、ひとつにはマンパワーの問題、色々なところで色々な議論がございまして、本来なら、もう少し早くということだったのですが、市の政策決定として、だんだんと遅れてきまして、やっ生まれたばかりでございますので、温かい目で育ててやっていただきたいと思ひます。

どうかよろしくお願ひいたします。

(会 長)

はい、大変力強いお言葉をいただきました。ありがとうございました。ソーシャルワーカーだけだと多分不安になってしまうと思ひますので、責任問題も、最終的には来ますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。少し時間が迫ってきておりまして、先へよろしければ急がせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

その次が3番目になります。平成25年度 富山市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針という、長い名前の法律が出来たようですが、このことについて、これは事務局からでよろしいでしょうか。はい、お願ひします。

(事務局)

平成25年度 富山市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針の策定のついて、資料に基づき説明

(会 長)

はい、ありがとうございました。この法律の略称名が「障害者優先調達推進法」という、何となくちょっとおかしい略称と思ひているのですが、全国的にはこういう使い方をするようでして、長い名前の法律ですが、今、趣旨、それから物品と役務でし

ようかね。具体的にそういうものが、優先調達の対象に上がっているということでした。これは工賃向上等とも関連してくる事業だとも思っていますが、何か質問等ありますでしょうか。

(委員)

資料15ページのところにいろいろ物品など上げてあるのですが、具体的に食品など、例えば、施設でこういうものを用意するときにある程度予算、もしこれについて個別に、ここにある食品だったら、穀物だったらいくらまでとか、金額的なものがないので、こちらも、すごく出したいという気持ちもあるのですが、その値段がわからなくて、この間、県庁で実際あったのですが、先に値段交渉されまして、県庁で言われる値段は施設で色々なところで販売するには、そんなに安くはないっていうところがありまして、値段交渉されると品物が限定されてしまう。たくさんあるのだけど、ごく一部のものしか出せないという、そういう現状にあるのです。

ですから、ここに出されているもの、大体これぐらいの値段でという値段も入れていただかないと、施設としてどういうふうに対応すればいいのか、例えば大きいものであれば少なくしたり、小さくしたりと、工夫もしなくてはいけなくなってくるので、果たして、これは本当に各施設に受注が行き渡ることが出来るのかなという疑問があるのですけども。

(会長)

随意契約で、価格交渉が入ってくると施設としては、きついというお話ですが。

(委員)

どこか一方の施設に受注が偏っているのかなという疑問です。

(会長)

大きな施設、体力のあるところが強いということですかね。

(委員)

例えばノートなんかありますけど、じゃあいくらのノートだったらいいのですかという感じです。

(会長)

何か事務局から、お答えありますか。はい、どうぞ。

(事務局)

調達側は、申し訳ございませんが、私ども福祉保健部ではございませんので、謁見してお答えするわけにはいきませんが、おそらく市場原理で、それなりの価格というのは、今この段階でこの表の中に、例えば穀物はこの額というふうに額を入れますと、かえってそれが妨げになります。

それは、逆の考え方でございまして、おのずと市場価格というのはなんとなく設定されます。その一番低いところでは決してなく、その枠の中の価格帯で、政策目的随意契約というのをやっています。

もしかしたら、数字を明確にしない方が、運営のあるいは並びのようになるのかなと私は個人的には思っております。

(会 長)

アダムスミスですね。政策目的随意契約という、このところをよく読み込んでいただきたいという指示であろうかと思えます。よろしいでしょうか。ぜひまた調達がどんどん進むようにというふうに思っております。はい、どうぞ。

(委 員)

役務のことなのですが、清掃、運営、管理というふうには書いてありますが、これはどの程度の仕事なのか、事業所がいけるのかそれともそれを持った人たちが、個別にそういうところへ入っていくのかという部分を聞かせていただきたいのと、あと売店、飲食店の運営というのは、市役所内の売店、飲食店という意味なのか、あともうひとつわからないのですが、その他のサービスのところの洗車というのは、市の公用車のことを指しているのか、そこらあたりのことをもう少し具体的に教えていただければと思うのですが。

(会 長)

所属というのは本庁だけなのかということを含めてのご質問だと思うのですが、支所や出先とかいろいろあるかとは思いますが、それを含めて今の質問に回答をお願いします。

(事務局)

所属というのは支所と今で言うと各地域の総合行政センターですとか、そこも全部含まれます。

(会 長)

公的な施設も入りますか。

(事務局)

入ります。

役務の内容としましては、発注する所属の要望する役務の内容ということになりますので、具体的にどこまでがどうというのはなかなかお答えにくいのですが、そこについては、発注する所属の求める役務の内容と受けていただける事業所さんの役務の内容が一致すればということになります。

(会 長)

ということは、よく市のホームページに入札業者がないことがありますが、そこに応募するということなのですか。

(事務局)

実は、この障害者就労施設に限って言えば、入札の際に随意契約ということで個々に契約等を出来る施設ということ、いわゆる他と競合せずに1対1で契約出来るとい

うこととなりますので、市の入札での一般公募の登録業者になるということではないのです。

(委 員)

そうすると事業者側はどうやって、その情報を把握すればいいのですか。

(会 長)

マッチングの問題ですね。

(事務局)

私どもが障害者の就労施設等で皆さんがどういう役務をやってらっしゃるかという情報を掴んでいますので、それを市役所内の所属に全部提供して、所属のほうが見て個々に発注するということです。ですから、障害福祉課のほうに、今こういう業務をやっているとか、新たにこういうものを作って販売したいという情報はどんどんお寄せいただければ、それをこちらのほうで取りまとめて市役所内に情報を提供して、マッチングさせていきたいというふうに考えています。

(会 長)

セルフ協（社会就労センター協議会）とか、そういった方からでも逆にそういった働きかけといった活動が出てきますよね。第一歩ということで。はい、ありがとうございます。

それでは、少し急ぐようですが、もう時間もありませんので、4 番目いきたいと思います。障害者虐待防止センターにおける通告、相談状況についてということで、お願いいたします。

(事務局)

富山市障害者虐待防止センターにおける通告、相談状況について資料に基づき説明

(会 長)

はい、ありがとうございました。今日の北日本新聞にも結構大きく取り上げてございました。まだまだあるのではないかとというようなことでしたが。何かございますか。よろしいですか。では、その次、5 番目にいきます。第 3 期 障害福祉計画の進捗状況についてです。最後になりますが、お願いいたします。

(事務局)

第 3 期 障害福祉計画の進捗状況について資料に基づき説明

(会 長)

はい、ありがとうございます。それぞれ折り返し地点にきていまして、今、目標値と実績値ということで出されております。それぞれごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。では、大変時間も遅くなりましたが、あと、その他ということが出ておりますが、何かこの機会にございましたら。事務局から何かありますか。

(事務局)

次回の協議会につきましては、1月下旬のほうを予定しております。また近くになりましたらご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、この協議会の委員さんにつきましては任期が1月31日までとなっておりますが、行政としましては委員の皆様引き続きご就任いただきたいと思っております。個々のご事情もあるとは思いますが、改めて再任依頼を行いたいと思っておりますので、そのときはまたよろしくお願いいたします。

(会長)

はい、今度の冬も寒いとか雪が多いとかと言われておりますが、1月31日までということで1月下旬にまた日程調整をしていただいて、開催ということになろうかと思えます。

以上でその他まで含めて全部終了いたしました。少しオーバーして申し訳ございませんでした。以上を持ちまして委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。